

茅野市地域防災計画

火山災害対策編

(令和 5 年度修正版)

茅野市防災会議

□□□火山災害対策編 目次□□□

第1章 総則

- 第1節 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-2～
- 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・P-1-3～

第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-2～
- 第3節 情報の収集連絡体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-3～
- 第4節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-4～
- 第5節 広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-5～
- 第6節 救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-6～
- 第7節 消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-7～
- 第8節 要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-8～
- 第9節 緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-9～
- 第10節 障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-10～
- 第11節 避難の受入活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-11～
- 第12節 孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-12～
- 第13節 食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-13～
- 第14節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-14～
- 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-15～
- 第16節 危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-16～
- 第17節 電気施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-17～
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-18～
- 第19節 上水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-19～
- 第20節 下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-20～
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-21～
- 第22節 鉄道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-22～
- 第23節 災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-23～
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-24～
- 第25節 防災都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-25～
- 第26節 建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-26～
- 第27節 道路及び橋梁災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-27～
- 第28節 河川施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-28～
- 第29節 ため池災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-29～
- 第30節 農林水産物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-30～
- 第31節 二次災害の予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-31～
- 第32節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-32～
- 第33節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-33～

第34節	災害復旧・復興への備え・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-38～
第39節	火山災害対策に関する調査研究及び観測・・・・・・・・		P-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・		P-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	火山災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-1～
第2節	災害情報の収集・連絡活動・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-2～
第3節	非常参集職員の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-3～
第4節	広域相互応援活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-4～
第5節	ヘリコプターの運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-5～
第6節	自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-6～
第7節	救助・救急・医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-7～
第8節	消防・水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-8～
第9節	要配慮者に対する応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-9～
第10節	緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-10～
第11節	障害物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-11～
第12節	避難受入れ及び情報提供活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-12～
第13節	孤立地域対策活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-13～
第14節	食料品等の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-14～
第15節	飲料水の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-15～
第16節	生活必需品の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-16～
第17節	保健衛生、感染症予防活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-17～
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-18～
第19節	廃棄物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-19～
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-20～
第21節	危険物施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-21～
第22節	電気施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-22～
第23節	都市ガス施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-23～
第24節	上水道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-24～
第25節	下水道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-25～
第26節	通信・放送施設応急活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-26～
第27節	鉄道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-27～
第28節	災害広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-28～
第29節	土砂災害等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-29～
第30節	建築物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-30～
第31節	道路及び橋梁応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-31～
第32節	河川施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-32～
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-33～
第34節	ため池災害活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-34～

第35節	農林水産物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-35～
第36節	文教活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-36～
第37節	飼養動物の保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-37～
第38節	ボランティア活動の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-38～
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-39～
第40節	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-40～
第41節	観光地の災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-41～

火山災害対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」及び茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第4 茅野市強靱化地域計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

茅野市強靱化地域計画は、大規模災害等に対する市域の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、茅野市の国土強靱化に関する部分については、茅野市強靱化地域計画の総合目標「市民の生命・財産・生活を守り抜き、活力ある地域を持続する」を基本とし、基本目標(事前に備えるべき目標)は以下のとおりである。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること
- V 二次的な被害を発生させないこと

以上を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 市民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 別紙1(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

(1) 【県及び市が実施する計画】

ア 県及び市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

イ 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(2) 【市が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

第11節「避難収容活動計画」参照

3 広報計画

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(2) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙

1 (2) のとおり。

(3) 噴火警報等

ア 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

イ 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

○噴火警報及び噴火予報の発表基準等（横岳）

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域嚴重警戒 又は山麓嚴重警戒
噴火警報（火口周辺）	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺規制
噴火予報	—	火山活動が静穏な状態が予想される場合	平常

4 異常現象の通報

市民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。市長等は、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 火山防災協議会

火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

	(9) その他火山防災に関すること。
--	--------------------

2 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野市	(1) 市防災会議、市警戒本部及び市災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 (4) 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局	(1) 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
東京航空局 (東京空港事務所松本 空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 噴火警報等の伝達、解説に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事
長野労働局	(1) 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事 (2) 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事
関東地方備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

4 陸上自衛隊 第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事 こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事 こと。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い 及び援護対策等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関する事 こと。
J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社) (1) 鉄道施設の防災に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバ イル(株) (1) 電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 こと。 (2) 損傷通貨の引換えに関する事 こと。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関する事 こと。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 こと。 (3) 義援金の募集に関する事 こと。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関する事 こと。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事 こと。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力にすること。
電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)) (1) 電力施設の保全、保安に関する事 こと。 (2) 電力の供給に関する事 こと。
中日本高速道路(株)	中央自動車道、長野自動車道(岡谷 J C T ~ 安曇野 I C)の防災に関する事 こと。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事 こと。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関する事 こと。
ガス会社	(諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株)、) (1) ガス施設の保全、保安に関する事 こと。 (2) ガスの供給に関する事 こと。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

路線バス会社等	(アルピコ交通(株)、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、エルシーブイ(株)、) Lアラートを経由した、気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(一社) 長野県L Pガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(一社) 長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
森林組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
漁業協同組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
商工会、商工会議所等 商工業関係団体	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における教育対策に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

	(3) 被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
青年団、婦人会等	県、市が行う災害応急対策の協力に関すること。

8 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関すること。 ア 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。 イ 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。 ウ 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。 エ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。 オ 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。 カ 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。

火山災害対策編

第 2 章

災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

茅野市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。

長野県内及び近隣には10の活火山があり、茅野市にはそのうちの一つ、北八ヶ岳の横岳（北横岳）がある。活火山の定義が変更され活火山に指定されたものであり、警戒を要する状態にはないとはいえ距離的にも、爆発・噴火の規模によっては、火砕流、溶岩流、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強いまちを形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山10が活火山に指定され、現在活発な噴気活動のある火山（警戒を要する活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い市域の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の

具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に強いまちの形成
 - a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
 - b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
 - c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。

- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
 - e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
 - f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な**拠点と高規格道路等**のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、**強靱**で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、**国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ**、無電柱化の促進を図る。
- (イ) 火山災害に対する建築物等の安全性
- 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) ライフライン施設の機能の確保
- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- b コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (エ) 降灰対策
- 活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。
- (オ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
 - e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
 - f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
 - i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
 - j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
 - k 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
 - l 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
 - m 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。
 - n 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定
- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に依

じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。

- b 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- c 火山災害警戒地域の指定があったときは、県地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告を定める際の基準となるべき事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を定める際の基準となるべき事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- d 県防災会議は、県地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第5条第一項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）

火山名	県名	市町村名
浅間山	長野県、群馬県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村
焼岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
乗鞍岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
御嶽山	長野県、岐阜県	上松町、木曽町、王滝村、高山市、下呂市
草津白根山	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市
弥陀ヶ原	富山県※	富山市、上市町、立山町※

※弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。

(キ) 避難施設緊急整備地域

内閣総理大臣が長野県内で火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じる又は生じるおそれがある地域でその被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定したとき、県は国の基本指針に基づき、住民等の速やかな避難のための必要な施設を緊急に整備するための計画を作成する。計画の作成にあたっては、関係市町村長の意見をあらかじめ聞くものとする。

イ【市が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行

うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。

- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。
- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降

灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする

(わ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(か) 火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が茅野市にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域に含まれない場合も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。
- b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市地域防災計画において次の事項を定めるものとする。

(a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項

- (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
- (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
- (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (f) 避難促進施設に関する事項

また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。

- c 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- d 市防災会議は、市地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(キ) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(ク) 避難促進施設の指定

市防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。

a 御嶽山における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- ・活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- ・宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市長が判断する。

(b) 対象範囲

- ・ 剣ヶ峰南西斜面の火口（地獄谷火口）から4kmの範囲
- ・ 市長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。

b 乗鞍岳における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- ・ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- ・ 宗教施設は火山法施行令に定めがないため、施設の利用形態を踏まえて市長が判断する。

(b) 対象範囲

- ・ 想定河口域から4kmの範囲内にある施設
- ・ 市長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- c 火山災害警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 地方整備局は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編参照

エ【火山防災協議会が実施する計画】

活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」
- (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」

- (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制
- (キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりである。

県及び市は、气象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

2 避難誘導体制の整備

ア【県及び市が実施する計画】

- (ア) 県及び市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
- (イ) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

第11節「避難収容活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 県・市は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部）
また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）
- (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部）
- (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。（警察本部）
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）

- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。(建設部)
- (ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)
- (コ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)
- (サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)
- (シ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、**臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「火山の状況に関する解説情報(臨時)」という。)**、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。
- (ス) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (セ) **発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)**

イ【市が実施する計画】

- (ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (オ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (キ) 情報収集手段としてクラウド型による「茅野市防災情報システム」等、ネットワークの活用を推進するものとする。
- (ク) 「長野県防災情報システム」と「茅野市防災情報システム」の連携により県及び関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (コ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものと

する。

- (サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、SNS、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

ウ【気象庁が実施する計画】

- (ア) 火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行ない、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。
- (イ) 火山活動の変化を観測した場合、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。
- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

エ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 県及び市、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方気象台）
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- (キ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、「長野県防災情報システム」及び「茅野市防災情報システム」等ネットワークの活用により災害情報等共有化、住民への周知を図り、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議

会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。（危機管理部）
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、**公共安全LTE（PS-LTE）**等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、**公共安全LTE（PS-LTE）**等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載）
- (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。
- (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (カ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直し

においては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。また、体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。

- (キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。現在、県、市にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県防災会議

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、防災関係

機関の長又は県職員のうちから任命された委員、専門委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

(エ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 御嶽山火山防災協議会

御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 浅間山火山防災協議会

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

c 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

d 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

f 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策

の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

g 草津白根山防災会議協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

イ【市が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

*現在、茅野市が直接連携する火山防災協議会はない。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

a 御嶽山火山防災協議会

b 浅間山火山防災協議会

c 焼岳火山防災協議会

d 新潟焼山火山防災協議会

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

f 乗鞍岳火山防災協議会

g 草津白根山防災会議協議会

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシス

テムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要

となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ｱ) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(ｲ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市及び関係機関が実施する計画】

(ｱ) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(ｲ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

第6節 救助・救急・医療計画

第7節 消防・水防活動計画

第8節 要配慮者支援計画

第9節 緊急輸送計画

第10節 障害物の処理計画

→ 風水害対策編 参照

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

(ア) 県及び市は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 県及び市は、**予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の**

災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

- (ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- (エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）
- (ウ) 帰宅困難者等や登山者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）
- (オ) 市が策定する避難計画について、市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 市及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）

- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

ウ【市が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

b 高齢者等避難の発令基準及び伝達方法

（避難指示・高齢者等避難については風水害対策編第3章第12節を参照）

c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

d 指定緊急避難場所及び指定避難所名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

g 指定避難所の管理に関する事項

(a) 避難受入れ中の秩序保持

(b) 避難住民に対する災害情報の伝達

(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(d) 避難住民に対する各種相談業務

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○ホームページ、SNSによる周知

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○住民に対する巡回指導

○防災訓練等

(b) 災害時における広報

○ホームページ、SNSによる周知

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく等、必要な準備を整えておくものとする。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を構すべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(エ) 登山者等対策

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）

(イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

(オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

- (ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

○帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。(県有施設管理局)
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。(危機管理部)

イ【市が実施する計画】

- (ア) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市地域防災計画に掲載するものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に

応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ウ) 火山活動によって、登山者等の生命及び身体に被害が生じ又は生ずる恐れがある火口周辺の施設管理者及び所有者等は、それぞれの火山の特性について、専門家等の意見を踏まえ、退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等について、努めることとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。(県有施設管理局)
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。(県有施設管理局)
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を

踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、**医療的ケアを必要とする者**等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。**特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。**
- (ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。**また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。**
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、**NPO・ボランティア**等との定期的な情報交換に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、**(公社)**長野県宅地建物取引業協会、**(公社)**全日本不動産協会長野県本部及び**(公社)**全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b **(一社)**プレハブ建築協会、**(一社)**全国木造建設事業協会及び、**(一社)**長野県建設業協会、**(一社)**日本RV・トレーラーハウス協会及び**(一社)**日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を

強化する。

- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）

火山災害等での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(㉔) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

- 第12節 孤立防止対策
- 第13節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第14節 給水計画
- 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第16節 危険物施設等災害予防計画
- 第17節 電気施設災害予防計画
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画
- 第19節 上水道施設災害予防計画
- 第20節 下水道施設災害予防計画
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画
- 第22節 鉄道施設災害予防計画
- 第23節 災害広報計画
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画
- 第25節 防災都市計画
- 第26節 建築物災害予防計画
- 第27節 道路及び橋梁災害予防計画
- 第28節 河川施設等災害予防計画
- 第29節 ため池災害予防計画
- 第30節 農林水産物災害予防計画
- 第31節 二次災害の予防計画

→ 風水害対策編 参照

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時、要支援に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾

電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油

- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
 - c 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
 - j 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
 - (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
 - (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (オ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及

を図る。

- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居

住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【气象台が実施する計画】

- (ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (イ) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように、気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。
- (ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

オ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ【登山者等が実施する計画】

自らの安全を確保するため、長野県登山安全条例に基づき、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等という。以下同じ。）提出等行うものとする。

ク【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マ

ニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ケ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市が実施する計画】

市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- (ア) 防災知識一般
- (イ) 避難の際の留意事項
- (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- (エ) 具体的な危険箇所
- (オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

県及び市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 火山災害等に関する一般的な知識
- イ 火山災害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

また、平成26年9月27日の御嶽山の噴火を受け、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制の強化を図る。

第2 主な取り組み

- 1 県・市・各機関が協力し火山災害等に関する情報集整理等を行う。
- 2 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化を行う。

第3 計画の内容

1 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。（危機管理部）

2 【市が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努めるものとする。

3 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。
- (3) 水蒸気噴火の先行現象を確実に検知しその兆候の早期把握に努めるものとする。

ア 火口付近への観測施設の増強

イ 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発

ウ 地元の専門家や日頃山を見ている人など現地からの情報を収集できるネットワークの構築

エ 火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成

(4) 本県に係る気象庁が常時監視する活火山の観測は以下のとおり実施されている。

ア 浅間山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所が必要な観測を行っている。

イ 御嶽山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

ウ 焼岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。

エ 乗鞍岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

オ 草津白根山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。

カ 新潟焼山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。

キ 弥陀ヶ原

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。

ク 横岳（北八ヶ岳）

気象庁が常時監視する活火山の対象には指定されていない。現在、警戒すべき活動は認められない。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。御嶽山噴火災害では登山者に多くの被害が発生したことから、登山者等の安全確保対策を推進するとともに安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び市が実施する計画】

- ア 観光地での災害発生時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。（観光部）
- イ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- ウ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

(2) 【市が実施する計画】

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。
- ウ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- エ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部）

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

(2) 【県及び市が実施する計画】（観光部）

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(3) 【市が実施する計画】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(4) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 【県が実施する計画】（危機管理部、観光部）

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。
（観光部）

イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。（危機管理部）

ウ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。（危機管理部）

エ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。（観光部）

オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

(2) 【市が実施する計画】

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。

イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

ウ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット、マスク等）の配備に努めるものとする。

エ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努めるものとする。

オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品（ヘルメット、マスク等）や避難体制の整備に努めるものとする。
- イ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。
- ウ 県及び市と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の 推進

→ 風水害対策編 参照

火山災害対策編

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【県が実施する対策】

- ・市町村への通知

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（居住地域）が該当する（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上）。

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

(イ) 【市が実施する対策】

- ・住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
 - b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
 - c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報
- (イ) 【長野地方気象台が実施する対策】
- a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。
 - b 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」、「噴火速報」をいう。
 - c 噴火警報・予報
 - ・噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）
 - 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。
 - ・噴火予報
 - 気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
 - d 噴火警戒レベル
- 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警

戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカンダナ山、妙高山

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは切迫している状 態にある	5 (避 難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生すると予想される（可能性 が高まってきている）	4 (高齢者等避 難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす（この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	2 (火口周辺規 制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態に よって、火口内で火山灰の噴出等が みられる。（この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山である ことに留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予想 される	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす（この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想される	入山危険

		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

e 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

g 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

h 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

(ウ) 【市が実施する対策】

- a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、市地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関、放送事業者等、住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。

なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

- b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

(エ) 【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

- a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
d 鳴動：異常音の発生
e 火山性地震：有感地震の発生
f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度・色等の変化の変化
g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
h その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など
異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

市及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行うものとする。

ウ【市が実施する対策】

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて各市町村の地域防災計画等で定められた防災対応を行う。~~噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。~~

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、~~噴火警戒レベルが運用されている火山~~前項に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

(ア) 本庁各部の警戒体制の強化

(イ) 隣接県との情報の共有

(ウ) 地域振興局

a 警戒体制の強化

b 火山防災協議会等の開催

c その他

(エ) 関係市町村に対する助言

a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化

b 登山禁止措置

c その他

(オ) 防災関係機関への要請

a 警戒体制の強化

b その他

イ【市が実施する対策】

(ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含

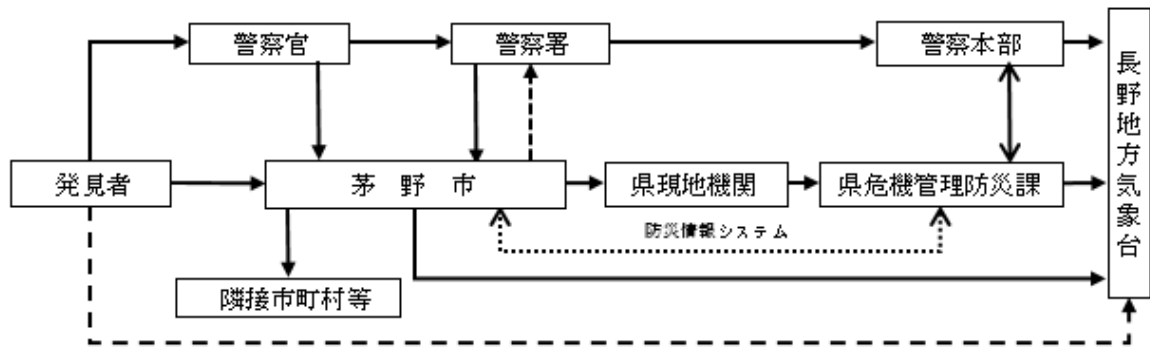
む) に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (イ) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、災害が発生するおそれのある場合には避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (カ) 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

別紙 2 異常現象の通報系統図（点線は副系統を示す。）



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

(2) 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(3) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(4) 諏訪地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

(5) 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 県・市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(7) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察本

部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市	地域振興局
高齢者等避難・避難指示 緊急安全確保等避難状況	市	地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・ 食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農地農業用施設被害	市	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市 森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市	建設事務所
水道施設被害	市	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	市	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市	
危険物等の事故による被害	市	
水害等速報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び

総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア)【県（本庁）の実施事項】

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指

定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(イ) 【県現地機関等の実施事項】

- a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
- d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

(ウ) 【市の実施事項】

- a あらかじめ定められた「茅野市地域防災計画」等における情報収集連絡体制を取り、第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、「火災・災害等即報要領第3直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

- (オ) 「長野県防災情報システム」と「茅野市防災情報システム」の連携により、関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火に関する情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(2) 【市が実施する事項】

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

別 記 災害情報収集連絡系統

→風水害対策編第3章第2節参照

第3節 非常参集職員の活動

第4節 広域相互応援活動

第5節 ヘリコプターの運用計画

第6節 自衛隊の災害派遣

第7節 救助・救急・医療活動

第8節 消防・水防活動

第9節 要配慮者に対する応急活動

第10節 緊急輸送活動

第11節 障害物の処理活動

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第13節 孤立地域対策活動

第14節 食料品等の調達・供給活動

第15節 飲料水の調達・供給活動

第16節 生活必需品の調達・供給活動

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

第19節 廃棄物の処理活動

第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

第21節 危険物施設等応急活動

第22節 電気施設応急活動

第23節 都市ガス施設応急活動

第24節 上水道施設応急活動

第25節 下水道施設応急活動

第26節 通信・放送施設応急活動

第27節 鉄道施設応急活動

第28節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに応急工事を実施する。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

ウ【市が実施する対策】

- (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。

- (イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の措置を講じるとするものとする。
 - (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
 - (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。
- エ【住民が実施する対策】
- 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

- 第30節 建築物災害応急活動
- 第31節 道路及び橋梁応急活動
- 第32節 河川施設等応急活動
- 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第34節 ため池災害活動
- 第35節 農林水産物災害応急活動
- 第36節 文教活動
- 第37節 飼養動物の保護対策
- 第38節 ボランティア活動の受入れ体制
- 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第40節 災害救助法の適用
- 第41節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照